

保育料の決定に関する市民税額等の見方①

(あくまでも参考としてご活用ください。調整控除額等により変わる場合があります。)

4月～8月分保育料は、前年の6月の市民税額、9月～翌年3月保育料は、当年の6月の市民税額をご参照ください。（【例】平成28年4～8月分保育料は、平成27年6月決定の市民税額）

保育料については、平成27年度から市民税の所得割額に基づいて決定されています。

子ども・子育て支援制度では、保育料の決定にあたって、保護者の負担能力の判定に不要となる税の控除(住宅取得控除やふるさと納税等)を控除対象からはずすこととされています。そのため、市民税の決定通知における所得割額に記載されている金額ではなく、次の方法により判断してください。

控除対象ではない税額控除

- ・寄付金税額控除
- ・外国税額控除
- ・住宅借入金等特別税額控除
- ・配当割
- ・株式譲渡所得割額控除
- ・配当控除

保育料を決定する市民税額

市民税額の決定において、税額控除で控除対象ではない税額控除が含まれるため、④として示されている「税額控除前所得割額」を市民税所得割額として保育料金を確認してください。ご夫婦で課税されている場合、ご夫婦の「税額控除前所得割額」を合算してください。

なお、この金額から税額控除として1,500円以上の調整控除額などが控除されますが、概ね上記の計算方法により、保育料は算定できます。(扶養人数や収入等により調整控除額は変動します。)

税額決定通知書の見方

税額算定の基礎となる金額

調整控除や住宅借入金等特別控除等の合計額

平成27年度 給与所得等に係る市民税・府民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

所得

給与収入	5	436	629	主たる給与	所得区分	課税標準
給与所得	3	808	800	以外の合算		
その他の所得計			0	所得区分		

所得金額の総合計額 → 総所得金額①A 3 808 800

所得控除

雑損			0	障・寡・勤		0
医療費	11	530		配偶者	330	000
社会保険料	543	663		配偶者特別		0
小規模企業共済		0		扶養	330	000
生命保険料	70	000		基礎	330	000
地震保険料	22	000		所得控除合計②B	1	637 193

(摘要)

住宅借入金等特別控除額(市民税) 58230円

住宅借入金等特別控除額(府民税) 38820円

所得控除の総合計額

控除対象配偶者の有無、扶養親族の人数内訳、本人該当区分の該当欄に*または人数を表示

課税標準

総所得③A-B	2	171	000
山林所得			0
分離短期譲渡			0
分離長期譲渡			0
株式等の譲渡			0
上場株式等の配当			0
先物取引			0

市 130 260

税額

税額控除額⑤	66	734
所得割額⑥	63	500
均等割額⑦	3	500
税額控除額④	86	840
税額控除額⑤	44	490
所得割額⑥	42	300
均等割額⑦	1	500
特別徴収税額⑧	110	800
控除不足額⑨		0
既充当額⑩		0
既納付額⑪		0
差引納付額⑫(⑧-⑩-⑪)	110	800
変更前税額⑫		-
増減額(⑧-⑫)		-
変更月		一月

受給者番号

住所が相違する場合は、下段に記載の市税事務所へ確認願います

あなたの特別徴収税額を左記のとおり通知します。また、この通知書の記載に対して異議申立てすることができます。を受けた日の翌日から起算して6箇月以内。なお、処分の取消しの訴えは、前記が、①異議申立てがあった日から3箇月損害を避けるため緊急の必要があるとき消しの訴えを提起することができます

平成27年 5 月 20 日

納付 6 月分 9 600 9 月

7 月分 9 200 10 月

8 月分 9 200 11 月

給与から差し引かれる特別徴収税額(年税額)

給与から差し引かれる毎月の月割税額

保育料の決定に関する市民税額等の見方②

保育料の決定にあたっては、「保育料の決定に関する市民税額等の見方①」にも記載していますが、控除対象ではない税額控除があります。

納税通知書により保育料の市民税額を把握するには、納税通知書に添付されている「平成28年度 市民税・府民税課税証明書(その2)」をもとに、保育料の決定において算定される市民税額を説明します。

平成28年度 市民税・府民税 納税通知書兼税額決定(充当)通知書

市民税額として表示されている金額だけでは、保育料金は判定できません。
保育料の算定には、控除内容を確認する必要があります。

大阪市

この通知書で納める税額(普通徴収税額)がある場合には、右に記載のとおり各納期限までに納めてください。

公的年金から差し引く税額(特別徴収税額)がある場合は、右に記載のとおり各徴収月の公的年金から差し引きます。

◎納税通知書兼税額決定(充当)通知書と課税証明書は、あわせて課税(所得)証明書として使用できる場合がありますので、大切にしてください。

◎賦課(課税)の根拠や税率などについては裏面をご覧ください。また、所得金額、所得控除額及び市民税・府民税などの内訳については2枚目、3枚目の課税明細書をご覧ください。

平成28年度 市民税・府民税課税証明書(その2)

課税区	台帳番号	区分

市民税・府民税の内訳

	市民税	府民税	合計
算出所得割額の合計 ①	円	円	円
税調整控除額 ②	円	円	円
税額 ③	円	円	円
控除額等 ④	円	円	円
寄附金税額控除額 ⑤	円	円	円
外国税額控除額等 ⑥	円	円	円
配当割額・株式等譲渡所得割額控除額 ⑦	円	円	円
差し引く所得割額(①-⑤) ⑧	円	円	円
均等割額 ⑨	円	円	円
年税額(⑧+⑨) ⑩	円	円	円

寄附金税額控除額(⑤)の算出の基礎となる寄附金の額

区分	金額
都道府県・市区町村に対するもの	円
日本赤十字社・共同基金会对するもの	円
条例により 大阪府・大阪市ともに指定	円
指定された 大阪府のみ指定	円
もの 大阪府のみ指定	円

合計税額の明細

年	税額 ⑪	金額
⑪のうち給与から差し引く税額(特別徴収税額) ⑫	円	円
⑪のうち公的年金から差し引く税額(特別徴収税額) ⑬	円	円
うち仮特別徴収税額(平成28年4月～平成28年8月分)	円	円
うち本特別徴収税額(平成28年10月～平成29年2月分)	円	円
⑪のうち普通徴収税額(⑪-⑫-⑬) ⑭	円	円

配当割額・株式等譲渡所得割額(⑦)に関する明細

	金額
⑦のうち所得割から控除しきれなかった額 ⑮	円
⑮のうち普通徴収税額(⑭)に充当する額 ⑯	円

この通知書によって還付する額

還付する額	金額
	円

保育料の決定にあたっては、

①の「算出所得割の合計」－②の「調整控除額」

によって算出された金額をもとに、保育料金額表の所得割額として見てください。

③の配当控除額

④の住宅借入金等特別税額控除額

⑤の寄附金税額控除額

⑥の外国税額控除額等

⑦の配当割額・株式等譲渡所得割控除額

については、保育料を決定する所得割額の算定では控除しないこととなっています。

※「保育料の決定に関する市民税額等の見方①」にも記載していますが、ご夫婦ともに課税されている場合、ご夫婦の市民税所得割額の合算金額により保育料は決定します。

源泉徴収票からの市民税の算定と保育料の確認

源泉徴収票で示されている所得控除の額の合計額については、保育料を決定する際に控除対象ではない除内容が含まれているため、源泉徴収票から市民税の算定はできますが、保育料を決定する上で必要となる市民税の所得割額を算定することはできません。

なお、**配当控除額、住宅借入金等特別税額控除額、寄付金税額控除額、外国税額控除額等、配当割額・株式等譲渡所得割控除額がない方**については、源泉徴収票の内容をもとに、市民税の所得割額を算定することができます。

大阪市の財政局が作成している税額シミュレーションがありますので、給与所得の源泉徴収票をもとに税額を試算することができます。

大阪市 個人市・府民税 シミュレーション

<https://www.city.osaka.lg.jp/zaisei/page/0000385209.html>

給与所得の源泉徴収票をもとに試算

必要な項目をすべて入力し、保育料を検討する際の参考資料としてご活用ください。

＜注意＞

源泉徴収票は、1年間の収入等に基づき計算されているものであり、その他の収入や控除等がある方、また、確定申告等を行っている方は、この手続きでは正しい市民税額は算定されません。

あくまでも、大まかな保育料金額を把握する方法となります。そのため、実際に算定される保育料額とは異なる場合もありますので、ご了承ください。